

南相馬市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、本市の人口、とりわけ生産年齢人口以下の人口減少が顕著であることを踏まえ、人口減少を克服し、持続可能かつ魅力的なまちづくりを行うための施策の検討にあたり、各界から幅広く意見を聴取するため、南相馬市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 「（仮称）南相馬市人口ビジョン」の策定に関すること。
- (2) 「（仮称）南相馬市地域創生総合戦略」の策定に関すること。
- (3) その他本市の地域活性化の検討に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、商工関係、金融関係、労働関係、移住者及び学識経験者等の中から、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総括し、会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、これを代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初が開催される会議は、市長が招集し、委員長が選任されるまでの間、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、復興企画部企画課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 9 日から施行する。